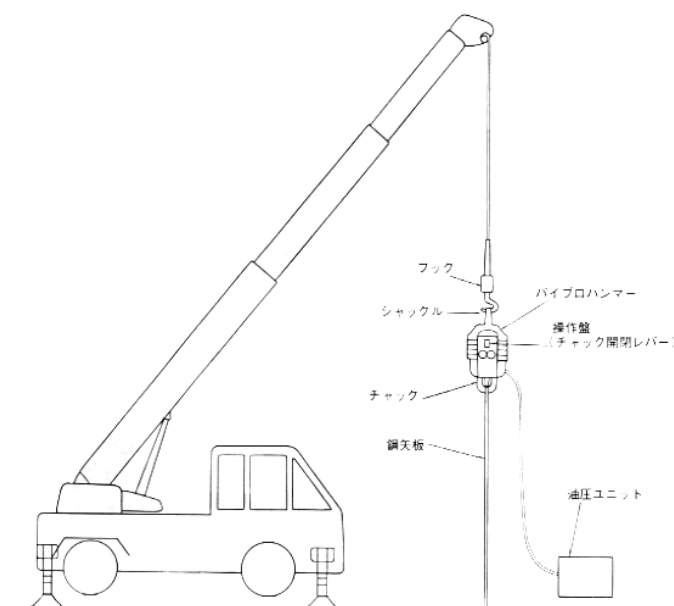


振動式くい抜き機で鋼矢板を引抜き作業中、バイブロハンマーが落下して下敷きとなる

この災害は、振動式くい打ち、くい抜き機(移動式クレーンにバイブロハンマーをつるしたもの)を用いて、排水路整備工事のため既存の鋼矢板の引き抜き作業を行っていたところ、一時的にくい抜き機のフックから切り離されていたバイブロハンマーのチャックがゆるんで落下し、作業者がその下敷きとなったものである。



工事の内容は、既設の排水路を 390m にわたって改良・整備するため、側面が化粧鋼矢板、底床がコンクリート打設の矩形渠(幅 2.7m 深さ 1.65m)を築造するものである。

災害発生時の作業は、当該工事の水路施工予定地内に、1 年程前に工事が終了したボックスカルバート施工工事の際、打ち込まれた鋼矢板が 3 本残されており、工事の邪魔になるためその引き抜きを行う作業であった。

作業は、被災者とくい抜き機の運転者を含めた 3 名で行われた。

まず、3 枚のうちの 1 枚の鋼矢板を引き抜いた後、2 枚目を引き抜こうとしたが、抜けず、くい抜き機の後方が持ち上がりそうになったため作業を一時中断した。このため、くい抜き機を鋼矢板に近いところに移動させた後、再び引き抜き作業を行うこととし、バイブロハンマーを鋼矢板にかませたまま、バイブロハンマー上端のシャックルからくい抜き機のフックをはずし、くい抜き機を移動させた。

移動終了後、引き抜き作業を再開するためアウトリガを張り出して、バイブロハンマーのシャックルをくい抜き機のフックに掛けるべく、バイブロハンマーがかまされたままになっている鋼矢板に、被災者がよじ登ろうとしていた際、バイブロハンマーのチャックがゆるみ、落下し、逃げようとしていた被災者に落下し、下敷きとなって死亡した。

バイブロハンマーのチャックの開閉は、ハンマー本体の操作盤のレバーを操作して油圧により行われているが、災害発生時のレバーの位置は、「中立」になったまま電源が切られていた。フックとシャックルを切り離し、レバーを操作した作業者は「基礎工事用機械の作業装置の操作の業務」に係る特別教育を受

けておらず、またくい打ち、くい抜き機の運転を行っていた作業員も、移動式クレーンの運転士免許は持っているものの、本業務に必要な車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者ではなかった。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 作業員の 1 人がバイブロハンマーのチャック開閉レバーを「中立」にしたまま電源を切ったため、チャックの油圧が低下し、鋼矢板から落下したこと。
- 2 バイブロハンマーの作業装置(操作盤)の操作を行った作業員が、当該作業に必要な特別教育を受けていなかったこと。
- 3 無資格者に、車両系建設機械(基礎工事)の運転の業務を行わせたこと。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。

- 1 バイブロハンマーによる鋼矢板の打ち込み・引き抜き作業の中断の際には、必ず、バイブロハンマーを鋼矢板からはずして(くい打ち機のフックからシャックルをはずさずに)おくこと。
- 2 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作の業務については、特別教育の受講修了者に行わせること。
- 3 クレーン運転士であっても、バイブロハンマーを用いた鋼矢板の打ち込み・引き抜き作業については無資格者であり、車両系建設機械(基礎工事用)の技能講習の修了者に行わせること。